

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期企業版矢吹町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県西白河郡矢吹町

3 地域再生計画の区域

福島県西白河郡矢吹町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は1995年をピークに減少傾向にあり、2020年現在の総人口は17,287人と1995年のピークの人口（19,075人）と比べると、1,788人（9.4%）減少している。住民基本台帳によると、2024年12月1日現在の総人口は16,865人である。

本町の将来人口推計について、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2065年には8,162人まで減少する（53.0%減）と推計されている。

年齢3区分別人口から現在の人口構造を見てみると、年少人口は1985年の4,168人をピークに、生産年齢人口は1995年の12,663人をピークに、ともに減少傾向で推移している。また、老年人口は一貫して増加して推移している。本町では、1995年から始まった本格的な人口減少とともに、年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口が増加して推移しており、「第一段階」の人口減少段階に入っている。2020年の年少人口は2,132人、生産年齢人口は9,723人、老年人口は5,432人である。

また、今後人口減少対策をしなければ、2040年以降、老年人口の減少が速度を速め、全国よりも20年早く「第3段階：老年人口の減少（総人口の減少）」へと入っていくことが推測されている。

自然増減については、2003年までは出生が死亡を上回る、「自然増」傾向で推

移していたが、2004 年以降は死亡が出生を上回る、「自然減」で推移している。2020 年の出生者数は 109 人、死亡者数は 238 人、▲129 人の自然減である。

社会増減については、2005 年には転入（634 人）が転出（616 人）を上回る、「社会増（人）」となったものの、その後は転出が転入を上回る、「社会減」で推移する傾向のほうが強くなっている。2011 年には東日本大震災の影響により一時的に「社会減」が拡大したが、2015 年以降は「社会減」は縮小傾向となっている。2020 年の転入者は 558 人、転出者数は 569 人、▲11 人の社会減である。

社人研推計をベースとしたシミュレーション 1（合計特殊出生率が人口置換水準の 2.1 まで上昇した場合）とシミュレーション 2（合計特殊出生率が人口置換水準の 2.1 まで上昇し、かつ人口移動がゼロで維持推移した場合）の人口推計を行った結果、2065 年にはシミュレーション 2 の場合と比べ、4,906 人（37.5%減）も多く人口減少が進むと予測されている。（2065 年人口：社人研推計 8,162 人 シミュレーション 2 推計 13,068 人）

今後も人口減少が進むと、少子化の進展による合計特殊出生率の低下、商工業者数の減少による地域産業の衰退、空き家店舗の増加、地域コミュニティ機能の低下等が懸念される。

これらの課題に対応するためには、人口増加に効果的な取組を進める必要がある。シミュレーション人口推計の分析から、本町において、自然増減、社会増減ともに同じくらい人口に与える影響度があり、結婚・出産・子育て支援策等自然増につながる施策、転出抑制、転入促進等の社会増につながる施策の両方に取り組むことが本町の人口増に効果的であると考ええる。

このことから、人口減少を抑制しながら、子育て世帯に選ばれるまちを目指していくため、以下の 4 つ基本目標に基づき、本町における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す。

- ・基本目標 1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 2 矢吹町における安定した雇用を創出する
- ・基本目標 3 矢吹町への関係・交流・流入人口を増やす
- ・基本目標 4 矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	出生率（人口1,000人あたり）	5.1人	7.0人	基本目標 1
	待機児童数	0人	0人	
イ	企業支援制度の新規利用 企業件数	2件	10件	基本目標 2
	新規就農者数	2人	5人	
ウ	転入・転出の異動数 (転入者－転出者)	61人	125人	基本目標 3
	観光客入込数 (主要観光施設)	195,212人	190,000人	
エ	住民一人あたりの都市公 園面積	14.2㎡	14.7㎡	基本目標 4
	空き家バンク物件登録数	4件	5件	

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第２期企業版矢吹町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

イ 矢吹町における安定した雇用を創出する事業

ウ 矢吹町への関係・交流・流入人口を増やす事業

エ 矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る事業

② 事業の内容

ア 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

子育ての本来的な役割は家庭にあることを基本としながらも、出産や育児にかかる家庭の負担を軽減し、若い世代が結婚や出産、子育てに希望を持てる地域の実現を学校・家庭・地域との連携による取り組みを進める。また、子育てをする家庭が仕事との両立を図ることができる支援や、未来を担う子どもたちへのICT教育の推進等、教育環境の整備を図る。

【具体的な事業】

「若い世代への経済的支援」として、若者の住宅取得に対する助成、学校給食費の一部助成、奨学金返還に関する支援、矢吹っ子の応援、子ども子育て支援基金の活用等による支援を図るとともに、「子育て世代の仕事と家庭との両立への支援」として、待機児童ゼロの継続、各種子育てに関する支援、子ども医療費の助成、幼稚園保育園の保育料等の無料化、妊婦の方への支援、放課後児童クラブの活動による児童育成と保護者の就労支援等に加え、「次代を担う子どもたちへの特色ある教育の推進」として、姉妹都市である三鷹市と連携協力した子ども交流事業、子ども議会の開催事業、コミュニティスクールの推進、学力向上への対策、児童生徒サポートの推進、青少年の地域活動への支援等の実施により、若い世代への結婚・出産・子育ての希望をかなえていく事業 等

イ 矢吹町における安定した雇用を創出する事業

新型コロナウイルス感染症の影響がある中であっても、交通体系に恵まれた地の利を活かして積極的に企業誘致を推進し、企業側のニーズに対応した支援体制づくりを進めるほか、デジタル社会に対応した新たな田園都市づくりに取り組む。また、県立光南高校、県農業総合センター農業短期大学校との連携を強化して競争力のある農業の推進を図るとともに、民間事業者や団体との協働により、日本三大開拓地のまちとし

ての地域ブランド化を推進する。

【具体的な事業】

「企業誘致の促進と既存企業の支援強化」として、企業誘致の促進、商業活性化の対策の推進、デジタル田園タウン構想事業基本方針により、誰ひとり取り残さない、住民にやさしい地域社会の実現に取り組み、選ばれるまちづくりを進め、「地域のブランド力強化」として、地域ブランド化の推進、矢吹産米等の農作物の販路拡大の推進、やぶきフロンティア祭りによる賑わいの創出、ふるさと思いやり基金の拡充等を図るとともに、「競争力のある農業の推進」として、集落営農の推進、農業担い手の育成総合支援、強い農業づくりの推進、農地中間管理機構を活用した遊休農地の解消、農業災害への迅速な対応、水田農業構造改革への対策等、安定した雇用を創出する事業 等

ウ 矢吹町への関係・交流・流入人口を増やす事業

本町の地の利を活かし、町の魅力的な農産物・特産品等によりブランド力の強化を図りながら、SNS 等を通じたオンラインでの情報発信や地域全体の観光案内を促進し、町内施設の整備による地域の活性化と観光・交流の拠点化を進める。また、スポーツやイベントを通じての交流人口の増大が定住・二地域居住につながるようにPRを進めるほか、テレワークの推進により移住を促進し、子どもたちへの郷土の誇りの醸成を図る。

【具体的な事業】

「情報発信の強化」として、広報やぶきの見やすさの工夫、タイムリーな情報更新を図るホームページの管理、町の魅力を発信するタウンプロモーションの強化、高度情報化の推進、教育情報化の推進、議会情報の公開等に取り組み、「文化・スポーツを通じた交流支援」として、本町出身である元プロ野球選手の中畑清氏からご支援をいただき開催しているソフトボール大会、町民文化祭のあゆり祭の開催、総合型地域スポーツクラブの支援、文化・スポーツの振興への支援、スポーツ少年団の育成、各市町村対抗大会への支援を図るとともに、「定住・二地域居住に向けたPRの推進」として、さまざまな定住に向けた取り組みを促進、

日本三大開拓地(矢吹町、宮崎県川南町、青森県十和田市)の関係自治体との子ども交流、太鼓団体が真夏の大池公園で演奏を披露する真夏の夜の鼓動の開催、本町出身者から情報発信する東京矢吹会の運営、広域で取り組む定住自立圏の推進等、関係・交流・流入人口を増やす事業 等

エ 矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る事業

各分野の関係団体等と連携・協調しながら「持続可能な開発目標(SDGs)」について取り組むことで、町民一人ひとりの環境への配慮と行動を促すとともに、交通の利便性の向上や町の景観形成を進める等、快適な生活環境づくりを推進し、安全・安心な居住環境の整備により住民の暮らしを守り、活力のある地域社会の実現を図る。

【具体的な事業】

「快適な生活環境づくりの推進」として、持続可能な開発目標(SDGs)の推進、遺魂し運動によるゴミ減量の推進、自然環境の保全、公害への対策、下水道加入の促進等を図るとともに、「安全・安心な居住環境の形成」として、交通、防犯団体による見守り支援、公共交通の推進、消防団活動の運営支援、主要町道の道路整備、都市計画道路の整備推進、公園の整備、美化活動として花いっぱい運動の支援を行い、「自立し支えあう地域コミュニティの形成支援」として、障がい者の自立支援、ボランティアネットワークの活用、行政区活動の支援、協働のまちづくりの推進、まちづくり団体への支援、行政区をサポートする職員の配置支援等、人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る事業 等

※なお、詳細は第3期矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

270,000千円（2025年度～2027年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度、3月頃に効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。

検証後、速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで